

縦3cmX横4cm

本人単身で  
胸から上。

6ヶ月以内に  
撮影したもの。

入会日： 年 月 日 ( ) 会員番号：

フリガナ 生年月日： ( AGE 歳 )  
氏名： 年 月 日生

住所： 国籍：

電話番号： 緊急連絡先：

性別： 男・女 身長： cm 体重： kg 血液型：

勤務先： 電話： 学校名： 学年：

過去の病気、怪我アレルギーなど：

武道 & 格闘技歴：

段位、主な戦績

あなたの希望する内容(参考に)： MMA・柔術・両方 で プロ・セミプロ・アマ

- 第一条 本書は当道場会員 (以下甲とする)と、 こちらの空欄 にも署名お願い致します  
パラエストラ千葉ネットワーク・アルパインジム(以下乙とする)との間に交わされた契約書である。
- 第二条 甲は乙の会則を遵守しなければならない。
- 第三条 甲は乙へ入会するにあたり、乙の指示に従い、入会金と本人の身分証明書の控え(18歳未満であれば保護者のもの)を納めるものとする。
- 第四条 甲は乙へ、練習への参加・不参加を問わず乙の定める方法で毎月以下の受講料(税込)を支払う。(大学生クラスは年齢22歳まで。)  
一般クラス 11,000円 高校生クラス・大学生クラス 7,700円 キッズ・中学生・女性クラス 6,600円  
なお、期日までに支払いのない場合、訴訟や差し押さえを含む法的手続きに移行することがあります。
- 第五条 甲の転移、転職、進学などで入会申し込み時に申請した内容に変更があった場合、甲は乙に対してすみやかに届け出なくてはならない。
- 第六条 甲は、練習中や試合中など、乙の指導監督にある間、乙又は第三者の所有する器物及び施設に対して故意に損害を与えてはならない。  
万が一損害を与えた場合、甲は乙又は第三者の指示に従いその損害を賠償する。なお、甲に重大な過失により起きた出来事は故意と同等に扱うものとする。
- 第七条 乙に関する施設、あるいは行事、練習および試合で起きた怪我や事故について、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。
- 第八条 甲は以下の行為を行った場合に、乙の判断によって乙の機関から退会となる。  
・ 甲が乙の会則を遵守しなかったとき。 ・ 甲が乙の名譽を傷つけたとき。 ・ 甲が乙の機関に相応しくないと判断したとき。
- 第九条 甲が退会を希望する場合は、乙が定める所定の手続き(①退会届の提出、②受講料滞納分の支払い)を完了させなければならない。  
手続きが完了し乙が退会を認めるまでは、いかなる理由があろうとも甲は乙に対する受講料を支払わなければならない。
- 第十条 退会に際し、甲は退会される月の前月5日までに署名、捺印した退会届を直接事務に提出する。電話やメールでの受付は一切しない。  
(例：9月5日までに退会届を提出し受理された場合、10月分までの受講料を支払う。9月6日以降は11月分までの受講料となる)
- 第十一条 当ジムの入会者は、代表の承諾無く他の格闘技ジムに移籍する事は出来ない。
- 第十二条 上記契約条項に定めのない事項・疑義の生じた事項について、甲は乙の指示に従うものとする。

上記契約内容をよくお読みになり、同意できましたら第一条及び下記 に署名・印を必ずお願いします。

※18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。甲 : 本人氏名 印

上記甲の乙への入会を認めます。 保護者氏名 印